

令和5年3月定例会  
政策総務常任委員会会議録

|           |  |
|-----------|--|
| 招 集 月 日   | 令和5年3月7日(火)                            |
| 会 議 場 所   | 市役所 5階 議場                              |
| 開 議 日 時   | 令和5年3月7日(火) 午前9時02分                    |
| 閉 会 日 時   | 令和5年3月7日(火) 午後1時55分                    |
| 委 員 長     | 橋 本 稔                                  |
| 委員会出席委員   |  |
| 委 員 長     | 橋 本 稔                                  |
| 副 委 員 長   | 芝 寄 和 好                                |
| 委 員       | 中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美<br>坂 本 晃 金 子 雄 一 |
| 委員会欠席委員   | なし                                     |
| 議 長       |  |
| 委 員 外 議 員 | なし                                     |
| 傍 聴 者     | なし                                     |

議 題

| 議案番号    | 議 題 名                                      | 審査結果 |
|---------|--|------|
| 第 2 2 号 | 令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分 | 原案可決 |
| 第 3 0 号 | 令和 5 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分            | 原案可決 |

委員会執行部出席者

| (市長政策室)  |       | (財務部)      |       |
|----------|-------|------------|-------|
| 市長政策室長   | 藤崎 秀也 | 財務部長       | 山崎 勝利 |
| 市長政策室副室長 | 伊藤 和代 | 財務部副部長     | 谷 広明  |
| 市長政策室参事兼 |       | 財務部副部長     | 矢澤 欣子 |
| 秘書課長     | 小林 勝  | 財務部参事兼     |       |
| 秘書課副参事   | 中山 浩一 | 資産管理課長     | 関口 敬一 |
| 市長政策室参事兼 |       | 財政課長       | 高田 史  |
| 総合政策課長   | 鈴木 誠司 | 税務課長       | 原口 佳之 |
| 総合政策課副参事 | 富田 真久 | 収税対策課長     | 野口 高志 |
| (総務部)    |       | 資産管理課副参事   | 山岸 晃  |
| 総務部長     | 岩間 則夫 |            |       |
| 総務部副部長   | 田島 盛明 | 会計管理者      | 関口 泰清 |
| 総務部参事兼   |       | 会計課長       | 沼上 早苗 |
| 職員課長     | 関根 正  | 監査委員事務局長   | 小川 哲夫 |
| 総務部参事兼   |       | 監査委員事務局副局長 | 鈴木 恵子 |
| やさしさ支援課長 | 小川 裕子 | 吹上支所長      | 岡田 和弘 |
| 総務課長     | 小倉 英樹 | 川里支所長      | 山縣 一公 |
| ICT 推進課長 | 中根 哲  |            |       |

書 記 佐伯 幸子

書 記 中島 達也

(開議 午前9時02分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

財政課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(財政課長) おはようございます。朝の貴重なお時間を、大変お手間を取らせてしまいまして申し訳ございませんでした。先ほど委員長のほうからお話しいただきましたとおり、竹田委員より請求いただきました資料のほうを格納させていただいたところです。

内容ですけれども、こちらの映画館の映写機のほうのリースの関係、三菱電機クレジット株式会社さんのほうからお見積りのほうをいただいたようなところでもございました。リース料率としますと1.96%というところでいただいたというような過去の見積りのものがございます。そこから試算をさせていただいた流れで、今回、先日お話ししたような差額が出ますというようなところで、試算のほうをお話しさせていただいた流れになっております。

以上です。

(委員長) ただいまの発言について、ご了承お願いいたします。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続いて、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時52分)



(開議 午前10時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) それでは、通告してありますので、説明も大分受けましたので、理解しているところもあるのですが、一応1番目の質問としまして、ページなしのやつです。職員課の職員人件費の関係なのですが、一応これ

予算も、この人件費の推移と、質問通告では予算総額との関係はということを出したのですけれども、来年度も職員が退職する人が多い少ないとかというのも関係するのかどうか、一応人件費が増加しているということで、その辺のことを分かる範囲で教えていただきたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）来年度の人件費の関係でございます。定年延長は令和5年4月1日からになるわけですけれども、来年度は定年退職者の方はいない関係で、定年の年齢が61歳になるのですけれども、来年度については給与改定等の影響はございますけれども、ほぼ同額ぐらいかなというふうには見込んでおります。

以上でございます。

（田中）あと、会計年度任用職員の保障の関係がちょっと聞きたかったので、一応共済に入るといふのと、何か失業保険があるような話だったと思うのですが、公務員だからであるのですけれども、一般の職員と違って、そういう保障関係で費用がかかるかなと。人件費自体は安くなっても、その他の保障の部分がお金がかかるのかなとあって、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）雇用保険につきましては、加入の要件としまして週の勤務時間20時間以上ということで、これまでと変わっておるところではないです。ただ、雇用保険料率、これにつきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、雇用調整助成金であるとか失業保険等の率が上がっております。そういった関係で雇用保険料の負担分自体は上がるのですけれども、対象としては変わっておらないところでございます。

以上です。

（田中）次に行きたいと思います。

ちょうど100ページのところなのですけれども、定住促進事業というのがあるのですが、この定住促進事業でいろいろな補助金があるということがありますよね。三世代住宅取得等補助金というのがあるんですが、この関係で何か、今まで同じようなパターンでやっていたのですが、これから何か特別な目玉商品的なものをちょっとつくったらどうかかなと

思うのですが、そういうお考えについてお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）定住促進事業の関係でお答えをさせていただきます。

令和5年度の予算に関しましては、これとあって、すみません、目玉というものはなく、令和4年度と同様に、三世帯住宅の補助金として、転入世帯に15万円、市内転居に10万円、3世代で全員転入の場合が30万円、区画整理地内に転入いただいた場合30万円という形の補助金の額に関しては変更はございません。令和5年度以降になりますけれども、今後、この定住促進が、過去を調べますと、年間で100世帯前後の方、転入いただいた方に補助金を支給しておりますが、今後は定住、外から人を呼び込むというわけではなく、鴻巣に住んでいる方が定住、そのまま住み続けて、鴻巣市に住んでよかった、住み続けてよかったというような形の何か新しい制度に今後なるような方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

（田中）今、一応答弁いただきました。ちょっと変えるというか、市内の人たちにもということの話がありましたが、今までで一番多かった部分の負担をいただいた人は、どのランクのどういう人が一番多かったかということをお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ランクというか、先ほどの補助金の額で多いところの区分ということでよろしいのでしょうか。令和3年度の決算のところではいきますと、転入、転居ともに40件のご申請をいただいております。令和4年、直近の状況で申し上げますと、転入のところは34件、転居のところは30件という形で、転入、転居ともに、ほぼほぼ同じような形、30件前後の形でご申請をいただいております。

以上です。

（田中）次のページ、ページ数102ページ、花のある暮らし応援事業の、これ一応説明いただいたのですけれども、これも転入とか新婚とかという人に対してのお花をあげるということなのですからけれども、引換券とかを多分渡されるのかなと思うのですが、これって、もらいそびれとか

て、必ず皆さんがもらっていくかというちょっと確認したいのですが。

（総合政策課副参事）花の引換券の渡し漏れがないかというご質問でございますが、基本的に花の券につきましては転入世帯及び新婚世帯に配布をしております、基本的に最初の窓口として市民課のほうにお越しいただいた際に、市民課の窓口においてお渡ししております。ただ、新婚世帯につきましては、市民課のほうで総合政策課の窓口に行くようにご案内をしております、総合政策課の窓口にお越しいただいたご夫婦に総合政策課のほうでお渡ししている、可能性としましては総合政策課に寄らずに帰られてしまっている方もいらっしゃるかなと思うのですが、おおむね該当される方にはお渡しできているものと考えております。

以上でございます。

（田中）あと、これは年齢は別に関係なく頂けるということによろしいわけですね。

（総合政策課副参事）転入世帯及び新婚世帯であれば、年齢等は特に関係ございません。

以上です。

（田中）次に、108ページのDX推進事業の具体例をお願いします。

（ICT推進課長）DX推進事業の具体例ということですが、令和4年度につきましては、RPAの活用としまして、狂犬病予防接種情報の登録業務、これら4業務でRPAの利活用の検討を行っております。このうち3業務で既に適用が済んでおりました、残りの1業務で今現在利用しつつ業務の進行をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、狂犬病予防接種、こちらの情報の登録、業務内容としましては、動物病院から送付、送られてくる予防接種記録を総合行政システム、これ愛犬管理システムという個別のシステムであります、こちらに登録する業務となります。環境課で行っている業務なのですが、この総合行政システムの端末が環境課に1台しかないという状況もありまして、入力作業が1人しかこれまで行えないという状況でありましたので、非常に時間のかかる業務ということでした。このシステ

ムの登録について、R P Aを使って自動化をしたところ、トータルでいきますと年間約4,500頭の接種記録を登録するというところで、従来おおむね75時間程度時間を要していた作業が、R P A適用後、トータルで18時間程度ですので、率でいきますと約75%の事務の削減を図ることができたというような結果でございます。

以上です。

（田中）次に、115ページ、かわさとフェスティバルの関係なのですが、かわさとフェスティバル開催事業なのですが、このところコロナ関係で開催されていなかったかと思うのですが、毎年この予算的には200万円でしたっけ、あるのですが、積み上げというのではありませんけれども、使わなければ使わないで執行残で残るのでしょうか、今回やるとすれば3年ぶりか何かだと思うのですが、やるかどうかの意気込みというのをちょっとお聞きしたいのですが。

（川里支所長（副部長級））開催見込みについてのご質問ということですが、かわさとフェスティバルは、実行委員会の企画運営によって、毎年11月の第2週の日曜日、川里中央公園及び川里農業研修センターで平成2年度から開催されまして、令和元年度まで30回を迎えたイベントとなっております。今お話しいただいたとおり、残念なことに令和2年度から今年度、令和4年度まで3回の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の徹底した感染予防策を講じて開催することが困難なことや、また関係団体が不参加の意向により、実行委員会で中止を決定いたしました。これに基づいて、各年度、9月議会で補正を行い、減額補正とさせていただきます。令和5年度につきましては、ご質問のことですが、開催につきましては、関係団体と調整をさせていただきます。本年度実施された各イベントを参考にして感染予防策を講じて、実行委員会で実施に向けて協議してまいります。

以上です。

（田中）次に、123ページなのですが、相談事業、前のページからの、やさしさ支援課からの続きなのですが、市民相談、法律相談、女性相談ということなのですが、中身的にはどのような内容なの

かということと、その下のほうに報酬とか書いてあるのですけれども、相談員等の、どのような方が相談員になっているのか、また弁護士等の関係も中にはあるかと思うのですが、その辺の内容についてお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） それでは、市民相談、法律相談、女性相談につきまして、その相談内容をご説明します。

市民相談の主な相談内容を申し上げますと、心身の不調の悩みですとか、近隣トラブル、家庭不和などの相談が多くなっております。法律相談につきましては、弁護士による相談と司法書士による相談がございまして、弁護士相談のほうは相続、遺言、それから離婚の相談が多くあります。司法書士による相談も同じく相続の相談が多い状況です。女性相談につきましては、DVの相談や生き方、離婚に関する相談が主な内容となっております。

それで、相談員の雇用につきましては、市民相談員につきましては2名、会計年度任用職員を任用しております。それから、法律相談につきましては、弁護士につきましては、埼玉弁護士会のほうに推薦依頼をしまして、弁護士の派遣をしていただいております。それから、司法書士につきましては、埼玉司法書士会鴻巣支部のほうの会員の司法書士に依頼をし、交代で相談を受けていただいております。それから、女性相談につきましては、フェミニストカウンセラーの資格を持つ相談員に業務委託として相談業務を行っていただいております。

以上です。

（田中） 一応再質というわけではないのですけれども、相談員で資格を持っている人に対しては、最初は無料かも分かりませんが、深く相談をしたい場合については有料で弁護士等にやるという、そういう方法もあるのかなと思うのですけれども、その辺についてお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） 弁護士等の法律相談につきましては、広く市民の方、たくさんの方に相談を受けていただきたいということで、同じ案件につきましては1回限り無料の相談を受けていただくようにしております。その後引き続き相談を受けたい場合には、個人で弁護士に



委任していただくか、あるいは埼玉弁護士会のほうの、県のほうの弁護士会のほうの相談をご案内をしております。

以上です。

（田中）次に、127ページですか、秘書課の表彰事業について、内容等をお聞きします。

（市長政策室参事兼秘書課長）令和5年度は264万6,000円と、令和4年度と比較して約162万の増額となっております。これは、例年行っている市政功績者表彰のほか、名誉市民憲章、市議会議員永年勤続表彰を予定しているため、予算を増額しております。

以上です。

（田中）内容的にと、あと対象の人というのについて、どのようになっているのでしょうか。対象者です。

（市長政策室参事兼秘書課長）通年実施している市政功績者表彰、こちらが約100名程度、あと名誉市民憲章としまして1名、市議会議員永年勤続表彰として4名を予定しております。

（田中）128ページ、最後の質問になるかと思いますが、結婚支援事業の内容についてお聞きします。やさしさ支援課だと思いますが、お願いします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）結婚支援事業の内容につきましては、事業内容は2つございまして、1つは、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会の会員として婚活者に対して支援を行うことと、もう一つは、結婚に伴い新生活を始める世帯に対し住居費用等を支援する結婚新生活支援補助金の交付が主な内容となっております。

以上です。

（田中）最近、ラインか何かの鴻巣市の中にやっぱりその結婚支援のが、関係ない私なんかでも入ってくるのですけれども、そういうのって若い人たち、そういう興味がある人たちが利用して、問合せ等があるかどうかちょっとお伺いします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）ラインのほうでご案内しておりますのは、SAITAMA出会いサポートセンターに加入するための出張登

録会を鴻巣市で実施するという内容のラインとなっております。その登録会の申込みにつきましては、これまでに11回ほど鴻巣市役所のほうで実施しております、81人の方に登録の支援を行っているところです。以上です。

（田中）最後に、先に進んだというか、成婚に至ったとか、そういう関係がありましたらお願いします。

（総務部参事兼やさしき支援課長）S A I T A M A 出会いサポートセンターのほうに加入している方で成婚退会に至った組数というのが316組ありまして、鴻巣市民では11人の方が成婚されていらっしゃいます。以上です。

（坂本）それでは、幾つか聞かせていただきますが、88ページの広報かがやき発行事業について。これについては、詳細について聞きたいのですけれども、まずは発行部数はどのくらい、発行部数というか、作成するのか、発行というのか、それはどのくらい作っているのでしょうか。

（秘書課副参事）お答えいたします。

まず、「広報かがやき」の印刷物でございますが、4万1,800部ご用意しております。

以上です。

（坂本）その配布方法なのですけれども、各自治会に対して、世帯数に応じて配布しているということと、公民館等、そういう公共の施設に置いてあるというような方法でやっていると思うのです。だから、その辺はどのくらいの状況なのか。総世帯数とか、それに対してどのくらいの配布率だとか、そういうのが分かれば少しお願いします。

（秘書課副参事）お答えいたします。

令和4年4月1日現在の本市の世帯数でございますが、まず5万1,577世帯となっております。先ほど「広報かがやき」の印刷物が4万1,800部、そのうち自治会への配布数が3万8,724部となっております。また、公民館を含めた公共施設と、そちらの配布物も2,546部ございまして、全世帯に対する自治会への配布数、こちらの占める割合については約75%ということになっております。

以上です。

（坂本）最近、鴻巣地域のほうで自治会がもう脱退すると、連合会から脱退するようなところが出てきているということになっているのですけれども、そういうところへの配布も今までどおりやっているのか、それはもう脱退ということになると配布できなくなってしまうと思うのです。その辺はどうなっているのですか。

（秘書課副参事）お答えいたします。

残念ながら自治会のほうに加入していない世帯もございます。先ほど5万1,577世帯中、自治会への加入の世帯数が3万8,070世帯ということで、加入率としますと74%ほどになるわけなのですが、そちら以外に自治会に加入していない方への配布方法として、先ほど申しました公民館等の公共施設、そういったところにまずは設置をさせていただいております。また、最近、特にスマートフォン等、普及が著しくございます。そういった中では、当然市のホームページのほうにもデジタル化した広報紙、そういったものを掲載する。また、マイ広報紙というアプリ、またマチイロという、そういった独自のアプリもございます。そういったところをスマートフォンやタブレット端末、こちらをご利用いただいで見ることできますので、そういった広報紙のデジタル化と申しますか、そういったものを加入していない方にもぜひご利用いただきまして、紙媒体とデジタル化した広報と、そのバランスを取って取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

（坂本）広報紙を見るといろんな広告も、民間のそういう広告というのか、そういうのがいっぱい載っているようになっていたけれども、そういうのを見ていて面白いなというようなことがあれば、もっと興味を持っていろんなの見てもらえると思うのだよね。だから、その辺がやっぱりしっかりと伝えられるような、そういう「広報かがやき」を作ってもらえばいいと思うのですけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、次に90ページの行政不服審査会運営事業についてなのですけ

れども、私はこれはよく内容が分からないので、どういうものについて誰が請求できるのか、行政不服審査請求というのはどういう流れになっていくのか、その辺を少し詳しく聞かせていただきたい。

（総務課長）審査請求、行政不服審査会事業ということで上げさせていただいているのですが、審査請求のまず流れについてご説明させていただきます。行政庁が行った処分に対して不服がある人は、それを救済手続として審査請求というのを起こすことができます。その審査請求を受けて、最終的な裁決という結論を出す審査庁のほうで審査請求を受けた場合には、まず審理員という者を指名して審理手続を行わせることとなります。この審理員というのは、審査請求人と処分庁、両方の主張を書面で提出させたり、あとは証拠の調査ですとか、争点の整理などを行うほか、審査請求人が希望する場合には口頭意見陳述という手続を行ったりします。それらの審理手続を行った後に、審理員は審理員意見書というものを審査庁のほうに提出することとなります。その後、審査庁のほうでそれを踏まえて、審理員意見書の結果を踏まえて行政不服審査会のほうに諮問をすることとなります。この行政不服審査会というのは、鴻巣市の場合は3人の委員で構成されている附属機関となります。その諮問に応じて審査請求についての裁決の客観性、公正性を高めるために設置されているもので、審理員が行った審理手続の適正性、あとは審理員意見書を踏まえた審査庁の判断の妥当性をチェックすることとなります。その結果を受けて、答申を受けて、審査庁のほうで最終的な結論である裁決というのを決定するような流れとなります。

以上です。

（坂本）今聞いていてよく分からなかった、本当に。繰り返し言わなくてもいいのだけれども、まず最初に行政処分って受けた人が一応これを請求していくという形になるというような話だったと思うのです。そこはどうなのでしょう。行政処分ということ、その自体がどの辺、どういうことまでが行政処分を受けるということになるのか。

（総務課長）審査請求を行うことができる人というのが行政処分を受けた人ということとなります。この行政処分というのはどういうものかと

いうと、法律等に基づいて行政が一方的に市民や国民の権利や義務に直接影響を及ぼすことをいいます。ちょっと説明が分かりづらいとは思いますが、例えば納税通知書などに、税の課税なんかも行政処分になるわけなのですが、そちらに教示文として、この決定に不服がある者はどうこうというのが書いてあるかと思えます。そういったものがついているものが基本的には行政処分に当たるといふふうにお考えいただければと思います。

以上です。

(坂本) 例えば我々がスピード違反を犯して、そこで切符を切られるという、それなんかも行政処分ということで、そういう考え方なのでしょうか。

(総務課長) 委員お見込みのとおりでございます。交通違反の反則金なども行政処分として科されているところでございます。

(坂本) その行政処分を受けて、鴻巣に対して審査員に請求した人というのは今までどのくらいいるのですか。

(総務課長) 平成28年度から審理員制度ですとか、行政不服審査会を経てから裁決を行うというような形で行政不服審査法が大幅に改正されておりまして。それ以後の審査請求なのですが、現時点までで、市のほうで受けているものが全部で12件ございます。

以上です。

(坂本) なかなかこういう制度があっても、では一般市民がどこまで請求できるか、請求しづらいというか、それもあるのかもしれないのだけれども、せつかく制度はあるのだから、やっぱりきちんとその辺をやれるような、実際にこういう権利を実行できるような、そういうふうな情報というか、そういうのもきちんとやっぱり、さっきの広報ではないけれども、こういうこともできますよというようなことを出したほうがいかなという気がするのです。多くなると大変かもしれないけれども、それがやっぱり本当のことを追求していくということになると思うので、その辺をしっかりと今後やっていただければと思っています。では、これはこれでオーケーです。

次に、笠原小学校の跡地利用について。昨日の説明の中で…

(ページ数の声あり)

(坂本) 103ページになります。昨日の説明の中で、何か敷地の中に民地があるということをちょっと言われたのです。その民地について詳しく説明していただければと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 土地のほうのお話をさせていただきたいと思います。土地の調査をしている中で、敷地内に個人所有の方の土地、それと内務省が所管している土地、それと堤水路、旧道の道路という、道ですね、そちらのものが存在していることが分かりました。内務省とかに関しては、恐らく県が所管しているところなのですけれども、個人の土地に関しまして調べたところ、所有者の方が昭和25年にお亡くなりになっていらっしゃいました。その方なのですけれども、お子さんもなく、奥様も既にお亡くなりになっていましたので、相続人の特定がちょっと難しかったのですけれども、調査をしている中で、平成26年にその亡くなられた方の土地を、埼玉県が道路拡張工事をするに当たって、相続人の方から用地購入している履歴が見つかりましたので、そちらの方、平成26年になっていましたので、その方たちがその後どうなったかというところの履歴を確認しましたところ、相続人が約40人いるという状況を確認を取れたところでございます。

以上です。

(坂本) その3種類、個人のものとは内務省と水路、道路敷ということであつたのですけれども、その場所というのは、敷地全体の中で校舎にかかっているとか、校庭だとか、そういう場所、どういうふうなバランスになっているのかちょっと聞きたい。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、土地のどこの位置にあるかですけれども、堤水路、道に関しましては、ほぼほぼ学校内の敷地の外れのほうにある部分になります。内務省の土地に関しましては、体育館の入り口付近。それと、個人所有の方の土地に関しましては、体育館の底地に一部入っている状況になっております。

以上です。

(坂本) これ、こういう状況だというのが分かったのはいつなのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 調査をしている中で底地にあるということが分かったのが、相続人が40人いらっしゃるということが特定できたのは、7月の末ぐらいの時点で特定ができました。

(坂本) 今の7月というのは、去年の7月ということですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 相続人の特定ができたのが、令和4年の7月の時点で約40人ぐらいいらっしゃるということが特定はできました。

以上です。

(坂本) まだ鴻巣市としてどういうふうにしていくかというのは決定していないと思うのだけれども、これに対して、その権利者というか、関係者に対する通知というのはもう出してあるのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらのほう、予算が伴うものになりますので、令和5年の当初予算にて、違う事業にはなりませんけれども、資産管理課のほうの所管している事業のほうで用地購入等のほうを計上させていただいております。そちらのほうのご承認をいただいた段階で地権者のほうに当たるような形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

(坂本) その予算組みってしてあるというから、幾らになっているのですか、これ。

(財務部参事兼資産管理課長) こちらにつきましては、公有財産の管理事業のほうに入っております。用地の購入費につきましては174万円を計上しております。このほかに、印紙代ですとか郵券料、それから不動産鑑定料、登記図書の作成業務委託料、物件補償説明業務委託料、それから物件移転補償料、これを合わせますと、総額で2,009万1,240円というふうになっております。

以上です。

(坂本) かなりこれは大きい金額になっている。でも、これもうやむを

得ないよね。でも、40人のうちには何を言い出すか分からない人もいると思うのだよね。ということは、これやってみないと分からないと。これもうやるしかないのだから、しょうがないのだけれども、そういう場合には次の段階、笠原の学校の跡地の利用が、それが整理できなければ進まないということになるのだよね。そういうことだと思うのです。何もできないということ。それがきちんと決まらなければ。校舎だけ残して、体育館全部片してしまっ、そこだけどうぞって返すのならいいけれども、それはできないと思うのだよね。それと、今まで笠原、百四、五十年たっている学校だよね。それはいつの段階からそういうふうになったか分からないけれども、多分最初から、あの校舎を造った段階からそういうふうになっていると思う。そしたら、もしその間の違約金ではないけれども、補償料みたいな、そういうような形で、では貸していたのだから、どうですかというふうな形になったときには物すごい金額になってしまうと思うのだ。それも。そういうのを含めての金額ではないと思うのだけれども。まだそこまでは。話合いしなければ分からないから。すると、大変なことになると思う。このまんま順調に跡地利用が進むようには思えないのだよね。そうすると、関連でさっきの後期基本計画、総合振興計画の中で笠原のこともやるようだけれども、この見直しが出てくるというのはもう、少し凍結するという形になるのかな。その辺どうですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほどの総合振興計画の修正の部分もお話しいただきましたので、ちょっと触れさせていただきましたと、総合振興計画の中では、公共施設の統廃合とかに係るもの、だから今回笠原小のみというわけではなく、公共施設の統廃合に伴う跡地に関しての利活用に関しての文言を修正をさせていただこうと、そこに追加をさせていただくというような流れで、総合振興計画、そこにきちんと学校だけではなく公共施設の跡地の利活用についての一文を加えさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

（坂本）ということは、笠原に関しては、でも最終的に土地の問題が解



決しない限りは進まないということだよね。そういうことを見込みでやっていった場合に、もし何もできなかつたら、例えばどんな計画をしようかという委託料なんかも間違うと無駄になるということになってしまうのだよね。だから、やっぱりある程度その判断ができるまでは、事業を止めるしかないのではないかなと思うのだよね。その辺をどう判断しますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）理想に関しましては、敷地全部、正しく鴻巣市の取得になって、正しく全部、体育館も含めて貸出しをするということが一番理想だと考えております。ただ、たまたまなのですけれども、体育館の敷地のところに絡むものが民地のものになっております。ですので、そこの土地の部分が仮に解決しなかった場合、貸出しをする場合は、学校の中の体育館を除いて校舎と校庭ということ限定した形での貸出しというのも事業が進捗しない場合は考えていかなければならないのかなとは考えております。

以上です。

（坂本）そうなると、今まで全体的な活用をするという方向でやってきた計画が変わるわけだよね。もしそういうふうになった場合には。だから、やっぱりそれはある程度判断ができる段階までは、もうその事業は止まるのではないかなと思うのだよね。しつこいようだけれども、途中までいって計画立てて、もし地権者のほうがもう駄目だよと、少し裁判でも起きるようになったときには、もう全部ストップしてしまうと思うのだ、笠原小学校の跡地利用が。それが例えば、では校舎だけだよという形でやっていくのなら、それはそういう事態になってもまだ進む。それどうするかというのは判断だと思うけれども、そこまで今判断しろといっても難しいと思うので、それ以上言わないけれども、なるべく話合いできちんとできればいいと思うのですけれども、本当に難しい問題が出てきたなと思うのです。もうこれ以上言ってもしょうがないので、最後に土地の面積、個人所有の面積はどのくらいだったのですか、これ。

（市長政策室参事兼総合政策課長）個人所有の面積ですけれども、もう建物が建ってしまったので測量ができないものですから、公簿上の

面積という形で申し上げさせていただきますと、79平方メートルになります。

以上です。

（坂本）この79平方メートルについては、要するに土地の宅地とか農地とかという、そういうあれはどこに入るのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）公簿上の地目を申し上げさせていただきますと、田という形。

（坂本）田んぼ。

（市長政策室参事兼総合政策課長）田んぼです。

以上です。

（金子）それでは、何点か質問いたします。

初めに、82ページ、総務課の相談事業についてですけれども、こちらについては昨年も同じようなことをお聞きしたのですけれども、これの実績とか、内容的には報酬ということですよ。が主でございましてけれども、この報酬についても値上げする考えがあるのか、このままでいくのか、そういうものも含めて今後についてちょっとお聞きいたします。

（総務課長）まず、行政事務法律相談事業の実績でございしますが、過去5年間のを申し上げますと、平成30年度が48件、令和元年度が46件、令和2年度が49件、令和3年度が38件となっております。令和4年度につきましては、3月3日の時点で45件の相談を行っております。

これまで契約につきましては月額で契約をしまして、その年間の契約を行っております。今後におきましても同じ条件で、令和5年度につきましても同じ条件での契約を予定しております。

以上でございます。

（金子）了解です。

次ですけれども、88ページの市長への意見・提言事業ということで、これは今回、事業名、これが変わったわけですよ。前が市長への手紙・メール事業ということで、市長は同じなのですけれども、ちょっとニュアンス的に意見とか提言とかということで、ターゲットというか、項目を絞ったのかなと思うのですけれども、これにつきまして、そういうふ

うな趣旨とか、どういうふうなことで方向性を示すのか、ちょっと具体的にお考えをお示しいただければと思います。

（市長政策室参事兼秘書課長）現在の市長への手紙、メールに関しましては、平成15年から年間を通して実施しております。令和2年度の件数が311件、令和3年度が278件、令和4年度が、令和5年1月末現在ですが、183件となっております。市民の皆さんの意見を伺う個別広聴の柱としての事業なのですけれども、内容は、市民の皆さんの個人的かつ個別具体的な内容が多く占めております。これらについては、各課への問合せフォーム、ホームページのほうから各課のほうにメールが届くのですけれども、そちらのほうをご活用いただきまして、今回市長への意見、提言については要望を主としたものではなく、市民の皆さんのまちづくりに向けた建設的な意見や提言をいただくことで市政への関心やまちづくりへの参加を促進することを目的に実施したいと考えております。以上です。

（金子）今の中で、今年度ですか、ちょっとこの手紙とかが、意見とかが件数が少なくなっている状況ではあるということですよ。これは多ければいいとか、少なければ、いろんな考え方があると思うのですけれども、これやはり市民の意見とかいろいろここに幅広く聞く意味では非常によろしいかなど。増えてもらったほうがやはりいろんな人がいろんな考えを持っているなどということも見受けられると思うのですけれども、ちょっと予算的に同じような額なので、これについては増やすつもりはなかったのかどうか、ちょっと確認いたします。

（市長政策室参事兼秘書課長）予算に関しましては、令和4年度が4万2,000円、令和5年度は5万円を計上しております。微増ではありますが、こちらは名称変更、市長への意見・提言と名称変更するとともに、記入しやすい書式に改めることで市長への手紙の用紙を印刷するために微増となっております。

（金子）了解です。

次に、88ページ、これ同じようっていうか、方向としては同じだと思うのですけれども、行政情報発信事業とか、あと今回その下にありますホ

ホームページシステム事業、今回リニューアルされて非常に見やすくなって、いろいろなものを掲載されるようになったとは思いますが、今回一番上のほうの行政情報発信事業、これ去年よりもちょっと減っているのですが、できれば、私の考えとしては、これも非常にこれからのことを考えると、いろいろ情報発信ということで増やしていただければと思うのですが、単純に金額的に何かシステムが安くなったのかとか、いろいろな要因があるかと思うのですが、それについてお聞きいたします。

それと、ホームページのシステム事業については、リニューアルされたということですので、結構な額に、約300万ぐらい多くなっているということですが、この300万が非常に皆さんのところに、このシステムをリニューアルした成果が出れば非常にありがたいと思うのですが、それについてどのようなポイントとかお考えを持っているのかお聞きいたします。

（市長政策室参事兼秘書課長）まず、行政情報発信事業のほうからご回答いたします。

市のホームページのリニューアルに伴いまして、新たなチャットボットシステムを新ホームページシステムと一体的に導入したことから、132万円の減額となっております。この関係でチャットボットの費用が減額となっております。

あと、ホームページシステム事業のほうになりますけれども、こちら先日議会のほうにも、議員さんのほうにもご説明をさせていただきましたが、大きな特色が4つございます。まず、レスポンスデザインの導入、あとシティプロモーションサイトをリニューアルしたということ、あとホームページの編集作業をL G W A N環境で可能としたこと、最新のウェブアクセシビリティに対応していること等が大きな変更点となっております。こちらに関しましては、2月28日から稼働しておりまして、今現在いろいろご意見いただいておりますけれども、イメージが明るくなったとか、検索機能が強化され、探しやすくなった等のご意見をいただいております。

以上です。

（金子）特色ということで、やはりリニューアルされたものがうまく改善されて皆さんのほうに、市民に周知していただければと思うのですけれども、このホームページについては久しぶりかなとは思いますが、今後についてもこれを継続されていくかと思うのですけれども、どんな感じで、例えばスパンとして5年ごととか、10年ごととか、そういうものも分かれば、方向づけですね、お聞きいたします。

（市長政策室参事兼秘書課長）新たなホームページに関しましては、5年間利用する予定で考えております。具体的には令和10年2月28日、2月末を考えております。

以上です。

（金子）分かりました。

次ですけれども、98ページの包括施設管理業務事業ということで、これ結構大きい額でございますけれども、これを令和4年から実施されているということでございますけれども、この包括事業の中で昨年渡されました鴻巣市の包括施設管理業務委託ということで概要のところを見ますと、事業の内容の中で地元業者にこの業務を、地元業者等を積極的に活用させる条件を付与して、それで契約されていると。今行っている契約業者と契約されたと思っておりますけれども、これは小破修繕とか、いろいろなこういうふうなものについて地元の業者ということで、そういうものが関わるのではないかなと思うのですけれども、これの実態とかは今の時点で分かれば詳しくお聞きいたします。あと、件数とかありましたらばお願いいたします。

（財務部参事兼資産管理課長）包括施設管理においては、地元業者を優先的に再委託先として選定するというような条件をつけて実施をしております。この包括施設管理が始まって1年目が終わろうとしておりますので、この修繕の内容についてはこれからちょっと詳細に集計をして分析をしていきたいというふうに考えております。施設ごとに外装ですとか、内装ですとか、電気設備、給排水設備等の修繕を行った場所ですとか、修繕工事の種類、それから不具合を発見したのが施設管理者なのか、

包括事業者の巡回によるものなのか、または保守点検の業者なのか、清掃員とかそういった方なのかについて集計、分析をして、今後の公共施設の利便性の向上ですとか安全性の確保につなげていきたいというふうに考えております。現時点ではちょっとまだ集計を始めたところですので、数字についてはまだ把握していないというような状況になっております。

（金子）承知いたしました。今お答えになったように、詳細についてこれから詳しくまとめていただきまして、それこそ地元業者ということで、契約はこれ三者のJVとかでなっていますので、地元業者をやはり活用する意味でも、地元還元する意味でも非常に重要なことかなと。また、これもやはり偏りがあってはいけませんので、そういう点もやはりチェックする必要があるのかなと思われまますので、そちらの点についても調べただけかどうかお伺いします。

（財務部参事兼資産管理課長）この集計の中では当然、昨年度に比べて業務の委託数が増えたとか、減ったとか、そういったようなことについても調べたいと思います。現在ちょっとまだ始まったばかりで詳細までは分からないのですが、確かに昨年度に比べて数が増えたり、減ったりしているところはございます。ただ、もう少し中を見ると、件数は変わりなく金額が減っているとか、昨年度に比べれば減っているのですが、一昨年度に比べるとそれほどでもないとかというような内容もありますので、これについては丁寧に内容を見て、それと今後再委託先へのアンケートの実施も予定しておりますので、そういったところで数字に表れてこないようなご意見についてもよく聞いて、今後修正するところがあれば修正していきたいというふうに考えております。

（金子）了解いたしました。

次ですけれども、100ページのところの総合政策課の市長と語る地域懇談会事業ということで、こちらにつきましても事業名称が、前は市民が主役のまちづくり地域懇談会事業ということで、今回市長と語るということで、やはり市長ということで前面に出ている以上、非常に、ちょっとあれですけれども、市長の責任があるのかなと。今回もこういうふうな

懇談会についても市長が毎回出て、いろいろ方向づけとか、いろいろまとめをするのかなと思われまますけれども、額的に見ますと昨年と同じぐらいですか、よりもちよっとオーバーしていますけれども、増額してありますけれども、私はもっと増額して、それこそ市長になられて1年目ということで、やはり皆さんの意見をどんどん吸い上げるとか、懇談する必要があるのではないかなと思われまますけれども、内容的にはこのような感じでよろしいのかどうか、方向性ということでまたお聞きいたします。

（総合政策課副参事）市長と語る地域懇談会事業の予算についてでございますが、予算の内容といたしましては、地域懇談会にご参加いただいた方へのお茶代ですとか、あと開催通知の送付などの郵券料ということで、金額としましては昨年度と同額の合計で6万1,000円の予算を計上しております。実際の懇談会、今回から市長が参加させていただくということで、地域住民の皆さんと行政とがより、市長が参加することでより行政を身近に感じていただいて、より実のある懇談会になることと期待しておるところなのですが、事業費的には本当に事務経費という部分でございます、肝腎なのはやっぱり当日の話の懇談の内容という部分になってくるかと思いますので、そちらのほうに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）そうしますと、この懇談会について、懇談しっ放しということで終わりということでないと思うので、これを継続するとか、つなげて活用するとか、そういうふうな方向づけということで、それについては広報紙とかいろんな媒体を使うかなとは思うのですけれども、そういうふうなお考えはどこまでされるのかどうか。事業とか事業化とかいろいろ、そこまでつながるのかどうか分からないですけれども、どこまでお考えなのかお聞きいたします。

（総合政策課副参事）市民の皆さんからいただくご意見、ご要望と事業化ということでございますけれども、懇談会の実施に当たりまして、まず事前に参加者の皆様にアンケートを実施しております。その中で市へ

のご意見、ご要望等をご記入いただく欄がございまして、それらにつきましては懇談会開催前に庁内の各課に回答作成、対応依頼をさせていただきまして、すぐに対応できるものはもう懇談会開催を待たずにすぐ対応いたしまして、時間がかかるものについては、その旨の回答を作成いたしました上で懇談会当日に市のほうからお答えするという形になります。また、当日いただいたご意見等につきましても、同じような手順でまた各課にフィードバックいたしまして、すぐ対応できるものはすぐ対応、また時間がかかるものについては回答を作成してご意見いただいた各連合会のほうに回答させていただくような形をしていきたいと考えております。

以上です。

（金子）了解です。

それでは、次が、これはちょっと細かいですよ。102ページ、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業ということで、これもちょっと昨年と比べると、昨年が26万ということなので、増えた要因ということでちょっとお聞きいたします。

（総合政策課副参事）まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業の予算増額の主な要因でございますが、令和5年度から新たにに取り組む予定としております本市と寄附を希望する企業との結びつきを行ってもらうための企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る委託料の増が主な要因となっております。

以上です。

（金子）承知しました。

それでは、112ページ、これちょっと確認ですけれども、吹上支所庁舎維持管理事業ということで、项目的には去年よりも増えていますけれども、これ結構光熱水費が主だということで先ほど説明がありましたけれども、ちょっと私の実感としてこんなに上がってしまうのかなと思うので、ちょっとその点についてお聞きいたします。

（吹上支所長）本年度の令和4年度の吹上支所庁舎維持管理事業の当初予算額につきましては、362万9,000円を計上しております、そのうち



の光熱水費が当初予算におきましては大半の320万円を占めております。昨今の電気料金等の高騰によりまして、前回の12月議会におきまして光熱水費112万8,000円を補正をさせていただき、補正後につきまして432万8,000円の光熱水費予算となっておりますのでございます。今後もさらに電気料金等の値上がりが報道されていることから、燃料費調整額等、これらを考慮し積算をし、本年度の令和4年度の光熱水費の補正後を上回ります光熱水費の増額となったものでございます。

以上でございます。

(金子) 了解です。

最後になります。114ページ、埼玉県央広域公平委員会共同運営事業でございますけれども、これも去年7万7,000円ということであったので、今回7,000円ということで、これ内容について詳しくお聞きいたします。

(総務課長) こちらの予算につきましては、3市4組合で共同設置しております埼玉県央広域公平委員会に係る負担金となっております。この負担金につきましては、委員会の事務局を務めております北本市に対して支払っているところでございます。北本市では、各構成団体からの負担金収入ですとか、委員会の事務に要する経費の支出などにつきまして特別会計を設置して歳入歳出を管理しているところです。ここ数年、コロナの関係で委員会のほうで所属している連合会事業に参加できないことなどに伴いまして特別会計内で繰越金が増加していることから、令和5年度につきましては負担金を一時的に減額させているものになります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時18分)



(開議 午前11時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中野) それでは、通告順にやっていきたいと思えます。

私、最初86ページの職員採用事務の中の会計年度任用職員等雇用事業と

ということで最初通告してあります。この中で、先ほど説明聞いたのと、もう一つは、会計年度任用職員の全体のものについて今朝職員課のほうから説明がありましたので、その部分をはじいて、最初に聞きたいのは、今回87ページ……

（委員長）中野委員、もうちょっとマイクを近づけていただけると。

（中野）87ページの会計年度任用職員等雇用事業の中で、先ほど説明の中でこれは育休だと、病欠も含むのしょうけれども、そういうものの代替要員ということの説明がございました。そういう点でいうと、それでも2,104万9,000円計上されておりますが、これ何名ぐらいをそういうことで想定するというか、仮定するかというか、ということで予算を組んだのか、最初そこを伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）職員課予算の会計年度任用職員の事業につきましては、令和5年度、これは令和5年度に育児休業に完全に入る職員については現在分かっておりますので、その分については来年度、会計年度任用職員を任用するであろうというところで、人数は会計年度任用職員9人分を予定しております。そのほか、今予算を作成した現在では育児休業に入るといのが分からない、これから産休になる、あるいは病休発生する、その他年度途中での事務の増加、これに対応する分としまして12人分、計23人分を計上しておるところでございます。

以上です。

（中野）今、詳細について、23人、既に育休になるだろうと分かっている10人プラス13人で23人でしたっけ。そうすると、これを単純に割ると、金額的に割れば100万満たないのだよね。1人当たり。すると、これは実際この会計年度任用職員の月額というのはどの程度で見込んでいるのかをお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）令和5年度でございますけれども、時給1,028円で積算をしまして、月額約8万3,500円、年収としましては約100万でございます。

以上です。

（中野）分かりました。

次にお聞きしたいのが97ページです。この97ページの中の公共施設等マネジメント事業の中で委託料としてアスベスト等含有調査委託料というのが、これ本会議等々でも質問があった中ではっきりしたのは、川里の創作館という場所は明確になっております。このアスベスト含有量調査委託料という点で、これについて、アスベストがその建物に使われているということについてははっきりしているのかどうか、あるいはそれすら分からないということなのかについて伺っておきます。

(財務部参事兼資産管理課長)川里創作館のアスベストにつきましては、現時点では恐らく入っているものがあるのではないかとというようなことで想定をしております。実際にはやっぱり専門の調査会社の方に現地を見ていただいて、採取すべき建材を指定してもらおうということになるのですが、私どもが見ている限りでは、スレートの屋根ですとか、外壁の吹きつけ材、天井ボード、床の塩ビタイル、それから自転車置場のスレート屋根、こういったところにアスベストが入っている可能性があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

(中野)今答弁があったように、一般的にはスレートなんかは完全にアスベストが入っているということが言われておりますよね。そういう点で、これ言わばその調査結果に基づいて、アスベストが使われているということになると、少なくともこれについて善処しなければいけないのですが、その場合、仮定の話になりますけれども、今スレートというのは入っている、私から言わせれば100%入っているというふうに思っているわけですが、その場合、その善後策、結果出たときの、どのようなことを考えているか、この点について最後伺っておきます。

(財務部参事兼資産管理課長)アスベストの使用等が完全になくなったのは平成18年でして、それ以前に建設されたものについては入っている可能性があるというようなことで考えております。もしこれに仮に入っていたとしても、今回この川里創作館で使われているのはレベル3と言われる完全に材料の中に封じ込められているようなものですので、部材が割れたり、劣化したりしなければアスベストが飛散することはほぼな

いというふうに考えておりますので、解体工事とか改修工事をする際にはきちんとした処理をするのですが、そうでなければ経過観察、状況が悪くなるのを見ていくというようなことで考えております。

(中野)では、次に101ページ、市長と語る地域懇談会事業であります、これ今までこの事業はたしか市民が主役のまちづくり地域懇談会事業という名前だったと思います。それを新たに市長と語るというふうに名称を変えたということは、当然、説明でも聞きましたけれども、その場所に市長が出向いていくと、ゆえにこういう名称になったということだと思っております、そこでお聞きしたいのは、今回10地区ということの説明で聞いております。最初に、この10地区の、鴻巣としては地区数でいえば、私の記憶だとその数倍以上あると思っております、その中で10地区、この選定基準というのはどういう形で選定したのか伺っておきます。

(総合政策課副参事) 懇談会事業の対象地区でございますが、本事業は鴻巣市自治会連合会における各地区の連合会単位で開催することとしておりまして、鴻巣、箕田、赤見台、田間宮、馬室、松原、笠原、常光、吹上、川里の10地区ということになってございます。

以上です。

(中野)今の答弁から聞くと、10地区で全てなのだというふうに受け取れますよね。そうすると、少なくともそういう大まかなことでやると私判断していなかったのです。今言った例えば吹上でいえば、町内会31あるかな。そうすると、今言ったように町内会単位でやっていくということがきめ細かくなると思っております。ところが、今言った吹上一くくり、川里も一くくりなんていうのは非常に地区の選定としてはあまりにも大ざっぱ過ぎるというふうに思うのですが、その辺、今言ったきめ細かにやっていくというような考えがあるのかどうか伺っておきたいと思えます。

(総合政策課副参事) 委員さんのおっしゃるとおり各自治会ごとにやるのが理想ではございますが、やはり市内には200を超える自治会がある中で、先ほど申し上げましたように自治会連合会単位ということで、例えばですけれども、吹上地域で申し上げますと、吹上地区町内会連絡協議

会ですか、に加盟している全自治会がその連合会傘下に入っておりますので、参加者につきましては各地区の会長さんを通じましてその傘下の自治会長さんの中から代表者を選出してほしいということでお願いしております。実質的には全地域から選ばれた町内会長さん、自治会長さんを対象にやっているような形となっておりますので、理想といえどもっと細かくやるというもおっしゃるとおりだと思いますが、形上は連合会を通じての自治会長さんから意見をお伺いするというような形を取らせていただいております。

以上でございます。

（中野）私は、少なくとも、鴻巣は今日間宮とか幾つか地区言いました。であれば、少なくとも川里、吹上についても、やはり公平性から判断すれば、少なくとも鴻巣がやっている地区の中で世帯数がどのぐらいあるのか、その世帯数で見合って、例えば吹上は今31町内会あるけれども、例えばこれを3地区とか4地区にしていくとかというふうにすることによって、やはり世帯単位である程度考えていくというようなことをやっていかないと、あまりにも私は川里、吹上、粗いと思うのだよな。だから、少なくとも鴻巣の言わば各地区の世帯数に見合ったような、川里にしても吹上についても地区割をしていくということは最低限必要だと思うのですが、そうすると10地区さらに増えるよね。ただ、これが15になるのか20になるか分かりませんが、というぐらいにしていくというふうにすべきだと思うのですが、その点についていかがですか。

（総合政策課副参事）委員おっしゃるとおり増やしていければというふうに考えておりますが、まずは令和5年度におきましては今まで職員が対応していた懇談会にも市長が参加させていただくというところで、まずは従来どおりの10地区で始めさせていただきまして、また次年度以降、委員さんおっしゃるように世帯数だとかその辺も勘案しながら、対象地区についてもまた検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（中野）今の答弁でいうと、令和5年度については当初予算をつくった10地区、これについて変える考えがないというふうに今の答弁では受け

止めたのですが、そういう確認でいいのですね。

（総合政策課副参事）委員さんのおっしゃるとおり、まず10地区でやらせていただければと考えております。

以上です。

（中野）次、103ページ、笠原小学校跡地利活用事業についてやっていきたいと思います。

これについては、先ほど坂本委員が質問をし、明らかになった部分があるかと思います。私は、この中でまず最初に、当初の通告は、笠原小学校跡地利用募集要項等作成支援事業の委託料というふうになっていますね。しかし、私はこの問題が出てきた以上、まず最初にこの跡地利用の活用事業、これを作成をしていくということ自体、私は時期が早いと思っています。先ほど坂本委員が言ったように民地が含まれている中でということになれば、これを使ってやったけれども、結局民地がどうにもならなくなったときに、先ほど言いましたように無駄遣いということになってしまうのだろうと。だから、解決してからだと思うのですが、私はそう思っているのですが、まず最初伺っておきたいのは、このことが分かったのが令和4年7月だという話がありました。このことが分かった、どういうことかという、あそこに今言ったように民地、そして内務省、そしてもう一つは水路、これがあるということが分かったのが7月なのですか。そこを伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほど坂本委員にお伝えした7月というのが、私のほうで相続人の特定が約40人いるというのが分かったのが7月というふうに申し上げさせていただきました。これ先ほども申し上げましたけれども、平成26年ぐらいに県のほうで道路拡張した際に相続人がいっぱいいたということが分かったのはもう少し前で、そこで依頼を、その後の相続人がいるのかどうかというのをかけさせていただいたのが、5月ぐらいの段階でそこに相続人がたくさんいそうだとということが判明したのは、その時点にあります。ただ、民地があったかどうかというのですと、すみません、今年からちょっと引き継いだものになりますけれども、恐らくもうちょっと前からあったのかなとは想像はで

きておりますが、私自身、今年に担当になってやらせていただいた中では、5月時点で相続人がたくさんいらっしゃる、そこから追いかけた結果、40人近くいらっしゃるというのが分かったのが7月というふうな時系列になります。

以上です。

(中野) その引き継ぎ方がちょっとおかしいと、そう思いますけれども、ただ少なくとも平成26年に県事業によって今言ったように内務省、民有地、それから水路があるということが発覚した中で、なぜ去年の3月末で笠原小学校を閉じたのか。閉じるということになれば跡地活用が絶対出てくるの分かっているのではないですか、そんなことは。にもかかわらず廃校にしていく、去年の3月31日で、ということについて、少なくとも執行部として、それとの関係どのように考えたのか。例えば当時の首長がそういう意向を持っていても、待ってくださいと、あそこはこうなっていますということであれば、その事業の考えの見直しだってやるべきではなかったかと思うのですが、終わったことなのだけれども、これについてどう考えるのか伺っておきます。

(市長政策室長) 中野委員さんのご質問にお答えいたします。

こちらの公有地、学校の敷地の下に民地があったということですが、こちらにつきましても、こちらにつきましても、跡地利活用にかかわらず、少なくとも今の時点で学校であろうが、やはり下に民地がある場合には、当然そこは権利関係の解消を図っていくというのが私どもの考え方でございます。ただし、権利関係が動かない場合には、特に道路だとかがそうですけれども、何か拡張をするだとか、そういった時点で改良したりだとか、検討させていただいているのが現状でございます。今回につきましては、学校の閉校の部分とその後の利活用というところがすぐに始まっているわけですが、いずれにしても私どもはここを、権利関係を解消させていただきまして適切な利用に戻したいと、適切な権利関係に戻した上で利活用を図りたいという思いで今回予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

(中野) 今の市長政策室長の話だと、権利関係をはっきりさせる、権利関係をきちっと整理していくということが第一だということがありましたよね。そうすると、その権利関係をきちっとしていく、整理できる、していくということまで今回の今言った作成支援等の委託業務、これ自体、さっき言いましたように、これをやるということ自体、場合によっては無駄になる可能性も出てくるのだよね。つまり権利関係をきちっと整理してからこの事業やっても遅くないと思う。この期に及んで。そうすると、その辺の今回の令和5年度に予算化された委託料について、取りやめていくという、権利関係が整理されるまで、というようなことのお考えないですか、室長として。

(市長政策室長) 現段階におきまして私どもで考えておりますのは、利活用の部分の業務委託と並行でできるというふうに考えております。並行させていただいて業務を進めていく。その理由としましては、やはり地域住民の皆さんからご意見等お伺いして、利活用についてどういうふうにしていこうかといったことは、なるべく早く実現をさせていただきたいというのが1点。それから、やはり管理費用等も含めた縮減ということを一方で図っていかなくてはいけない。この2点をもちまして私ども肅々と業務を並行して進めさせていただきたいというふうに考えております。できましたらそのように考えております。

以上でございます。

(中野) 大変厳しいことを言うようですが、室長はそのように並行して解決していくと、そういうことについて、ある程度自信を持った言い方をされていますけれども、間違いなく今言った権利関係の整理というのは令和5年度中には必ず整理するのだ、できるのだという自信をお持ちのようですけれども、その根拠たるものを説明していただきたいと思えます。

(市長政策室長) 自信があるかということですが、決して自信があるわけでは……自信があるわけではない。失礼しました。私どもとしましては、やはり業務を行う上では計画性を持ってここから先も含めてやっていきたいと考えておりますので、先方の方にもきちんと、権利関



係をお持ちの方にもご理解をいただいで進めていく、かつ委託業務が無駄にならないように、そこも努めさせていただきたいというふうに考えております。

(中野) 今回、この笠原小学校のときもそうですけれども、執行部はこれから少なくとも吹上地区とか、あるいは川里地区でやっぱり学校の統廃合を考えているではないですか。そうなったとき、今回この笠原小学校の事例を考えたときに、やはり今後跡地の利活用というのは、このことをきちっとしてからでないとは私はやっぱりできないと思っているのです。今回の事例を捉えて、今後のことについて、室長としてどのようなお考えを持っているのかお聞きします。

(市長政策室長) 委員さんおっしゃるとおり、跡地の利活用がきちんと先に決まった上で閉校していくというのが一つの形ではあるのかなというところもございます。現段階では、私ども、今回笠原小学校につきましてこういった問題が生じている部分については、時間等もかかる部分も含めて深くおわびを申し上げたいというふうに考えております。その上で、今後の利活用に当たりましては、今回のこういった件も含めてきちんと整理をさせていただいた上で利活用等を検討していきたいと、さように考えてございます。

以上でございます。

(中野) それでは、次に117ページ、職員の健康管理事業で職員の健康診断委託料742万1,000円が計上されておりますが、これ当然のごとく労働安全衛生法に基づいてやるわけですが、これについて毎年受診率がどの程度になっているのか伺っておきたいと思えます。

(総務部参事兼職員課長) 受診率でございますけれども、今年度、令和4年度定期健康診断については98.8%、令和3年度は99%でございます。以上です。

(中野) 98.8%とか99%と非常に受診率が高いということはまず安心したのですが、そうはいっても1%か、あるいは1.2%ぐらいの方が未受診ということになるわけですが、これらの職員さんに対してフォローアップをどのようにしているのか。ただ未受診で終わらせてしまうのか、フ

フォローアップをどのように、その後のフォローアップについてどういうふうに行っているのか伺っておきます。

(総務部参事兼職員課長) フォローアップというところでございます。まず、未受診者の状況なのですけれども、今年度未受診者、8人おります。そのうちの5名が長期休業中ということ。もう3名が育児休業中というところでございます。受診率を上げるために、7月、それから7月で都合が悪い人につきましては1月ということで2回受診の機会を設けさせていただいております。申込みがない方については、お電話等して、必ずこれは受診するよということでお話をさせていただいているところでございますが、お休みの方等につきましては、なかなかご都合もあつたりとか、ちょっと役所にというところがございしますが、引き続き100%に近づけるよう努力してまいりたいと考えております。

(中野) これは言わずもがなですが、これ雇用側の責任ですから。雇用側の責任ですよ、これは。労働安全衛生法で定められているのだ。年1回必ずやらなければいけないって。そう考えたとき、今の答弁あつたようにフォローアップその後もしているようですので、ぜひその方向でお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

---

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) では、86ページの職員課に関する会計年度任用職員の雇用で、あと全体職員のも表を出していただきまして、ありがとうございます。非常に分かりやすいので、また疑問も出ましたので、質問をしてみたいです。職員で、前年度に比べて一般会計の上では3人減っています。そのところでは、これ配置的に3人減ったのか、このマイナス3人のまず要因から聞いておきます。

(総務部参事兼職員課長) 3人の減っている要因ですけれども、幾つか

ございます。令和4年度当初予算策定時から自己都合退職の方がいたりですとか、今年度、4年度になってからの事情によってお辞めになっている……失礼しました。自己都合退職あるいは年度途中での退職、一般会計と特別会計の異動、それから当初では予定していなかった県、国への派遣によって本市の給与の支給対象ではなくなった方がいます。それと、新規採用の予定者ということでの増減の結果として3人減っているというところでございます。

（竹田）新規採用で二次募集もかけましたよね。その結果、新規採用は何人おられるのか伺います。

（総務部参事兼職員課長）合計で27人の新規を予定しておるところでございます。

以上です。

（竹田）基本的には募集した人数で拡充されているのか伺います。

（総務部参事兼職員課長）定年退職は、今年度10人でございます。新規の採用が27人を予定しているところなのですが、定年退職以外にも自己都合退職あるいは勸奨退職、年度途中での自己都合の方もいらっしゃいますので、そういった面では新規採用分が拡充されるということではございません。

以上です。

（竹田）ということは、自己都合、勸奨、それから定年退職含めてトータルで新規採用が27。その結果、いわゆる充足に足りない人数は何人になるのか伺います。

（総務部参事兼職員課長）条例定数は715人でございますが、令和5年4月1日のいわゆるフルタイム職員数としましては700人を予定しているところでございます。

（竹田）700人だと15人足りない中で頑張るわけだから、非常にハードな、少数精鋭で頑張らせていただいているのですが、先ほど健康診査、健康診断を受けられない方が分限休職で5人いるというふうにご報告がありました。そういう点では、分限休職をされている、かつちらっと聞いたのですが、市民課では3人長期休養しているということですか。そういうと

ころでいうと、職員が15人も本来定数に足りていない中で頑張っているわけですから、その拡充の方向は今後どのように考えているのか伺います。

（総務部参事兼職員課長）まず、市民課ですけれども、今年度、長期分限休職の職員はおりません。（P46「今年度、分限休職職員1人」に発言訂正）

それから、職員の拡充というところでございます。今年度と来年度の部分では、再任用職員8名増加するところでございます。今後、定年延長制度が来年度から始まります。そうしますと、常勤を引き続き希望する方、あるいは定年前再任用を希望する方というところで、多くの方が完全な退職ではなく常勤での勤務あるいは定年前再任用での希望というふうなことでございます。そうしますと、職員数というのはこれから増加をしていくというふうには考えております。

以上です。

（竹田）定数715で、実際に鴻巣市の行政全体を支えてくださっている、いわゆる会計年度任用職員は822人というところですから、実際の頭数って変なあれですけれども、会計年度任用職員も大事な行政サービスを担っているというのはいもう事実として間違いないというふうに私は思うのですが、そういう認識がまずおありかどうか伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）会計年度任用職員、2月1日現在で635人、実人数で任用の状況でございます。それぞれの部署で補完的な役割と、あるいは住民サービスの向上に寄与していただいているというふうに認識をしております。

以上です。

（竹田）ですので、会計年度任用職員の処遇改善では、新年度、最低賃金よりも幾らか高く、1,007円ということでは、1,000円を上げたというのはよかったかなというふうに思うのですけれども、まだまだ会計年度で、男性の方も今増えていますよね、会計年度で。特にマイナンバーカードの窓口では、職員と、あと併せて赤いひもの会計年度任用職員など、非常に頑張っていると思いますが、5時以降の会計年度任用職員も募

集をかけていますが、これはどういう業務に就く、何時までの会計年度任用職員として採用予定なのかを伺います。

(総務部参事兼職員課長) 広報1月号で掲載をしております会計年度任用職員一般事務補助の1,021円でございます。これは公民館の夜間業務ということで、5時から9時の開館の間、時間外での対応をお願いしているものでございます。

以上です。

(竹田) 先ほど厚生年金に入ったり、それから雇用保険に入るということで雇用保険料が上がっているということですが、先ほどの賃金のアップと、それから雇用保険料が上がっているというところでは、相殺したら実際の手取りは増えるのか、減ってしまうのか、そこら辺はどう試算されておられるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 雇用保険料の引上げに伴う部分と賃金アップの部分での関係というのは、そこについては算出はしてございません。以上です。

(竹田) 保険料を払ったら手取りが減ったなんていうことは本来あってはならないことなので、今度ちょっと試算していただいて、ぜひその部分は処遇改善に努めていきたいと、市長は近隣の状況を見ながら処遇改善に努めていきたいと私の代表質問の答弁でやっておりますので、そこら辺やっていただきたいのと、実際に期末手当を払っている会計年度任用職員、雇用保険の20時間を基準にしているということですが、ここら辺は新年度予算では改善されているのか確認します。

(総務部参事兼職員課長) 会計年度任用職員の期末手当の支給対象者につきましては、令和4年度と同じ状況でございます。

以上です。

(竹田) では、全体で何人が対象になるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 令和5年度の予算の積算上では182人が期末手当の対象となる予定でございます。

(竹田) では、処遇改善に努めていただくということと、実際に先ほど質問したときに上がった分と手取りでどうなのかというところ、よく精

査していただきたいということを申し上げて、次、質問移っていきます。包括施設管理業務委託、先ほど他の委員も質問をしていました。仕事が増えた業者もいれば、減った業者もいると。その実態調査についてこれからやっていきたいということをおっしゃいました。その中で再委託について、再委託先の業者について、市が何か指導するというか、言える立場はないと思うのです。その点について、まず確認をしておきたいと思えます。

（財務部参事兼資産管理課長）再委託先につきましては、契約書の中で市内業者を優先するようというように言っておりますので、これから行う再委託先の内容を精査して、もし市内業者があまり使われていないというようなことであれば、その辺については指導していきたいというふうに考えております。

（竹田）実は私のところにも相談がありまして、包括管理になって、4月は仕事があったけれども、5月以降まったく仕事がなくなったということで、包括管理になって仕事がなくなったというご相談がありました。実際に、まず精査するというふうにおっしゃっていましたがけれども、どういう傾向があるかというその傾向などについては調査しておられるのか確認します。

（財務部参事兼資産管理課長）この集計につきましては、3月になって始めたところですので、まだちょっと傾向とかそういったようなものについてもつかんではないのですけれども、実際やはり市内業者さんでも包括になって仕事量が増えたところもあれば減ったところもあるというようなのは事実としてはあります。

（竹田）それは何ゆえなのでしょう。

（財務部参事兼資産管理課長）その辺についても今後精査をしていきたいと思えます。先ほども話しましたがけれども、再委託先に対するアンケートも実施をしますので、数字に表れないようなところでそういった不満があるというようなことについても今後丁寧に調査をしていきたいというふうに考えています。

（竹田）ということは、先ほど私が申し上げた5月以降全く仕事がない

というところは再委託されていないのです、5月以降。その事業の対象にはそういう業者もするかどうか確認します。

（財務部参事兼資産管理課長）ちょっと現時点で5月以降仕事が一件も来ていないというのを把握できていないのですけれども、精査の結果そういうところがあれば、それについては理由をきちんと確認して適切に対応したいというふうに思います。

（竹田）来年度の包括施設管理業務委託料が前年度と比べて約1,110万8,000円増えています。包括施設管理業務委託の中には、川里の創作館は5月末をもって閉鎖するという議案が、まだ可決しているわけではありませんけれども、理論上は入っていると思うのです。川里の創作館の5月までは管理するけれども、それ以降は入らないと。入らないにもかかわらず、なぜ1,110万8,000円が増えているのか、この要因についてお答えください。

（財務部参事兼資産管理課長）包括施設管理業務委託の内訳としましては、保守管理業務と簡易修繕と、あとマネジメント業務費があるのですが、増額の主な要因としましては保守管理業務費の増加というふうになっております。令和5年度から本町コミュニティセンターとコミュニティふれあいセンターを包括施設のほうに含むことにしまして、電気設備ですとか消防設備、空調設備等の保守点検業務が追加になっております。それと、各施設からの要望ですとか、包括事業者の提案によりまして、芝生の管理ですとか、屋上ドレーンの清掃業務等が加わっております。逆に減額の要素としましては、今ご指摘いただいた川里創作館ですとか、あと白雲荘につきましても浴槽が停止になっておりますので、こういったところの設備機器ですとか水質検査、清掃業務、こういったようなものが取りやめにはなっております。これらの増減を差引きしますと委託料が令和4年度に比べおおむね1,110万円ほど増額というふうになっております。

（竹田）先ほど118施設というふうにおっしゃいましたけれども、その118施設は昨年度の118施設とは違って、今私が質問したら、本町コミュニティセンターとかふれあいセンターが入ると。その代わりに白雲荘と、

それから創作館が抜けて、だから相殺で118施設ということでもいいのかどうか確認します。

(財務部参事兼資産管理課長)今年度の118から追加になったのは、本町コミュニティセンターとコミュニティふれあいセンター。減ったのは、川里創作館と第二庁舎になる。第二庁舎が解体をされましたので、これが減っております。白雲荘については、浴室が停止になったということで、ほかの浴室以外のところは運営していますので、こちらは施設数からは減じておりません。

(竹田)だったら最初から118施設のこういうふうに変更しましたということの説明の段階でもっとやっていただきたいと思います。私たちは118、去年も118だから、中身は変わらないというふうに思いましたけれども、聞いたらそういうことだということが分かりましたので、そういうところでは丁寧な説明を今後お願いしたいと思います。

続いて、笠原小学校跡地利活用事業、102ページであります。この笠原小学校は、先ほどいつか分からないと、今年になって新任したばかりだからよく分からないというふうにお答えになりましたが、そういうお答えは適切ではなくて、私よく、長いものですから、前々市長のときに、来たばかりで分からないということは本来答えるべきなものではないというふうに職員には言っていますというふうに前々市長がお話をされました。そういう点では、ちゃんと実務をまず引き継いでやっていただけるものだというふうに受け止めながら質問しますが、よろしいですね。では、実際に、先ほど他の委員の質問で、地権者が40人いるということが分かったのが7月の末だったと。では、一体この場所の体育館の敷地に民地があるということが分かったというのはどのように認識しておられますか。いつ頃なったとか。

(市長政策室参事兼総合政策課長)民地が存在確認ができたかというところですが、そこに関して正式に何月何日ということは、すみません、そこまで調べていませんので、お答えがちょっと今回、今の段階ではできません。そこに関してきちんと確認をさせていただきまして、改めてどこかの席できちんとお話をさせていただければと。この場で推測



で物を申すのもどうかなというふうに思っているのですけれども。

（竹田）私、先ほど教育委員会の総務課にお尋ねをしましたら、令和2年のときには学校の体育館の底地に民地があるということを知っていたというふうにおっしゃっていました。ですから、2年、3年、4年というところで、それらがちゃんと引き継がれないというところに私は一番問題があると思うし、利活用についての地元の説明会をやったり、それからプロポーザルに募集をかけようということをつくられたのが笠原小学校跡地利活用基本計画書ですよね。令和4年の3月にもう完成しています。その中には、今後の活用方法として一番多いのが、今後のスケジュールの中に、学校施設について、建物概要、法規定、防災施設としての位置づけ、現在の利用状況など、そして賃貸価格ということで、貸し出すということで、建物も土地も含めて貸し出すことを前提に事業を進めているわけです。その過程でもう分かっていたにもかかわらず、地元の皆さんにも説明会しているのです。どういうのがいいですかとか言って言ってやって、高齢者の施設が欲しいよなっていう高齢者の皆さんの案なのですけれども、全くそれに合わないようなものになり得る可能性があるかなというふうに思っているのですけれども、そういう点からいうと、地元の皆さんに十分な説明、状況判断も含めてないということの中で先ほど言った今後やろうとしているところに私はこの鴻巣市の姿勢の甘さがあるのではないかなというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。市民の財産に対する考え方です。

（市長政策室長）竹田委員ご指摘のとおり、見通しの部分で甘い点があった点は大変申し訳ないと考えております。しかしながら、民地があるというところの解消を図りまして、ぜひ利活用をさせていただきたいと思ひまして、今回ご提案をさせていただいております。法的な面、それから権利関係の面で見通しが甘い点があった点につきましては、重ね重ねになりますが、深くおわびを申し上げたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

（竹田）それと併せて、こういうことがあるという事実を市民に知らせる、市民の代表である議会にも正式に話されていないですよね。質問の

中で明らかになったわけですから、そういう点でのいわゆる、これは逆に言えば、うまく進めようと思ったけれども、うまくいかない、つまりいてしまったことの実事ですけども、そうしたことも含めて事実は事実としてきちっと議会に報告する。廃校にしようとすることは一生懸命、こういう計画ですよっていうことは進めるけれども、そこに伴うものについては何ら報告ないですよ。だから、事実としてあったことをちゃんと報告する、つまりいていいることも含めて報告するという姿勢が私は必要かなと。とりわけ市民の貴重な財産ですよ。その点でどうですか、今後。姿勢として。

（市長政策室長）今回の件につきましては、特に解決を図るために新年度予算で盛り込みをさせていただきまして、事業自体も分割をさせていただいた部分、ほかの面もありますけれども、ということでこの委員会の中で、ご質疑等でお話をさせていただくつもりで今回予算を出させていただいたところです。今後におきまして、同様の事態等が発生した場合には、全協だとかそういったところを活用してお話をさせていただく方向で進めていきたいと考えております。

（竹田）それと併せて、これをつくるに当たって、地元の皆さんには先ほどの上位法との関係でも精査しなくてはいけないところが出てくると。なぜこれがあるかって、一番上位法に基づいてこういうものをつくるのだということを高らかにうたっているのです。だから、そういう点考えたときに、私は地元の住民の皆さんに事実として、こういうことがあって、利活用を図ろうと欲しているいろいろ出してもらったけれども、物事が進む条件がまだ整っていませんということは、私は事実としてどこかでお知らせすべきだというふうに思っています。地元のことは地元の人が一番よく知っているわけだから。そういう点でどうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）地元の皆様に対してのご説明に関してですけども、この計画ができた段階で、令和4年の4月に笠原地区の連合自治会長さんたちの集まりのところに呼ばれまして、令和4年度の進め方の説明をさせていただきました。今回、令和4年がこのような状態になってしまいましたので、連合自治会の副会長さんに申入れをさ

せていただきまして、また4月に総会があります。そちらの席で令和4年度の状況、令和5年度に考えている方向性等をきちんと説明をさせていただく中でやらせていただくと考えております。その中で自治会長さんから班の方たちとかに周知をお願いしたいなというふうには考えております。

以上です。

(竹田) 自治基本条例は説明責任が一番書いてありますので、だからつまづいている問題が進まない一番の問題です。そこら辺はやはりちゃんと明らかにすべきだというふうに思いますし、先ほど他の委員が質問しましたけれども、本当に来年度うまくいくのかいって、同時進行だというふうにおっしゃいましたけれども、この進めようとしていることは指定管理ではないですね。基本的には土地と建物の賃貸借を前提に進めようとしているわけです。それらがうまくいかなくてどうなのか。40人の地権者の合意を得るというの、40人いるというのは令和4年の7月30日に分かったのですよね。それ以降の地権者の生存とか、そういうのは確認していますか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 令和4年7月末ぐらいのときに40人近くいらっしゃることが分かりました。その後になんかどうなっているかというのは、実際のところまだ調べていない状況です。実際に26年ぐらいに県が買われてから、その間に移動があったかどうかの確認をさせていただいて、まず予算計上するに当たって何人ぐらい地権者がいるかということ調べるためにやらせていただいております。この予算を承認していただきまして、4月になりましたらば早急にもう一度地権者等の確認をさせていただいて、当たるような形にはなります。

以上です。

(竹田) 地権者全員の合意を得るというのは、私は並大抵ではないというふうに思っています。子や孫の代まで、79平米ですから、それを40人でどういう、均等割にするか分かりませんが、そういう点考えたときに、私は、さっきの見通しの甘さがあった。認めたでしょう。認めたことは認めて私は対応したほうがいいと思っているのです。令和2年

のときにはもう底地に民地があること分かっていたのです。でも、それをちゃんとしてこなかった。その当時からもっとやっていたら何とかなったと思うのですけれども。それをこれから会計予算が認められたら当たるということは、40人、生存しているかどうか分からないですよ。亡くなったら、そこにまた新たな地権者が出るわけですから。そういう点考えたときに、私はもっとシビアな見方をしたほうがいいのではないかと考えますが、そういう見方をするお考えがあるのかどうか確認します。

（市長政策室長）先ほど中野委員のご質問にもお答えをさせていただきました。今後におきましても、民地の買収と、それからどうしても施設の経済性、それから継続性等を考えたときには、なるべく早期の賃貸借を調べたいという考えがございますので、並行して進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

（竹田）では、一言申し上げておきます。十分環境が整わないまま、賃貸借契約とかそういうものも含めて、これは議案として出てくるというふうに思うのですが、議案として出るのでしょうか。確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）賃貸借についての議案というところになるとと思いますが、こちらが想定している金額というのが本来あります。その金額よりも安く貸し出さなければならないというふうになった場合であれば、議会のご同意をいただくという形で議案に出すことが考えられます。

以上です。

（竹田）想定する金額をお答えください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）すみません。その金額ちょっと今持ち合わせておりませんで、申し訳ありません。細かい数字申し上げられなくて申し訳ありません。今把握はちょっとしておりません。

（竹田）ということは、後で答えるという受け止めでいいですか。確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現段階でちよつとこちら、職場に戻って細かい資料とかがあれば、その数字をお答えできるかと思ってお

ります。（P51発言の訂正あり）

以上です。

（芝寄） 通告しているのですが、前質問者が出た以外で少し質問したいと思います。

88ページ、ホームページシステム事業の中で、すみません、聞き逃したら申し訳ないのですが、ホームページをまず一新した経緯についてお聞きします。

（秘書課副参事） お答えいたします。

一新した理由はということですが、これまでの旧ホームページシステムにつきましては、平成28年3月に導入をしまして、5年間の契約期間終了後、さらに本年2月末まで契約の延長をして使っております。令和5年6月末をもってその旧システムの保守等の一切のサービス提供が終了すると、そういったため、契約の延長もできない状況がまずございました。前回のリニューアルから7年間経過しておりますので、その間のデジタル技術の進歩は目覚ましいものがございます。今回の更新に当たっては、より利便性の向上が図られるよう、デザインの一新も含めてリニューアルをしたと、そのような経緯でございます。

以上です。

（芝寄） 一新してかなり、すごくきれいになったなっていうか、見やすくなったというのが第一印象で、まだ使い込んでいないので何とも言えないのですが、前までのところで、チャットボットのことで昨年、20代の若い男性から直接言われたことなのですが、コロナ、発熱になり、受診するところ等探したくてチャットボットをやったけれども、なかなか言葉がヒットしなくて結局行き着かなかったという。今いろんな会社であるチャットボットなんかは、間違っただけを入れても、この言葉ですかというような指摘をして逆に聞いてくるような、そういったことで自分の行きたいところに到達できるようなシステムになっている。鴻巣まだあれ遅いよねっていう意見がありました、若い男性から。今回一新したことによってチャットボットはどうなったのか、前と一緒なのか、まずお聞きします。

(秘書課副参事) お答えいたします。

まず、チャットボットのシステムが新しくなったかということでございますが、こちら前システムではなく新たなシステムとして今回導入をしております。新しくさせていただいております。その中で、前システムの中では、委員ご指摘のとおり、項目数が非常に多くてなかなか検索でヒットが出ないと、そういった状況がございました。今回のチャットボットシステムを導入するに当たりまして、各課のご協力の下、シナリオの再チェックをいたしまして、できるだけ使われやすい項目を絞ってシナリオの登録をさせていただいております。具体的には、行政手続ですとか、コロナも含めてですが、7項目、チャットボットのひなちゃんマークをクリックしますとまず出てきます。そちらの7項目の中からシナリオに沿って進められる、そのようなつくりになります。そのほか、検索バーもございますので、そちらのほうで利用者の任意でキーワードを入れて検索をする、そのようなシステムになってございます。

以上です。

(芝寄) インターネットにたけている人だけが使うだけではないので、できれば使いやすいチャットボットをこれからも目指していただきたいと思います。

続きまして、90ページ、情報公開・個人情報保護事業の中で、ちょっとここは、これも聞き逃したかもしれないのですけれども、昨年度と違うところで審議会委員報酬がなくなっているのですけれども、これはどういった訳でしょうか。

(総務課長) 審議会委員報酬につきましては、12月の定例会でご審議いただきました鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例によりまして、情報公開・個人情報保護審議会が令和5年3月31日をもって廃止されておりますので、審議会のほうの報酬は予算のほうに計上しておりません。

以上でございます。

(芝寄) 分かりました。

100ページのふるさと納税促進事業の中で、これもちょっと説明になると思うのですが、クラウドファンディングのちょっと長いもので書いていないのですが、この説明をお願いいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) クラウドファンディング連動型地方創生プロジェクト補助金のところについてご説明させていただきます。予算のときの説明にも申し上げさせていただきましたけれども、市民等が地方創生の推進や地域課題解決のために実施する事業、こちらを市のほうに提案をいただきまして、その事業を判定、採択した事業に対しましてクラウドファンディングの方法でふるさと納税の寄附を募ります。市内外からいただいた寄附を上限といたしまして、採択団体に対して補助金を交付させていただくものになります。以上です。

(芝寄) よく分かりました。

最後に、102ページの笠原小学校跡地利活用事業について、先ほど来、前質問者の皆さんがした、民地がある、その間地権者もありだとかといった問題に続きまして、今進めている適正規模、適正配置について、これが今後影響があるのかどうか、総合政策課はどう思っているのかお聞きします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 現在、常光小学校、それとそのほかにも教育委員会のほうで見直しをしている状況があるとは聞いております。こちらに関して、笠原小学校で今回このような形で議員の皆様とかにもご報告させていただいた中で、いろいろと諸問題が出てきていることはありますので、こちらの情報をきちんと教育委員会とも共有しまして、今のうちにその辺の問題がないかということをして情報を共有しまして、その辺の適正配置等にも生かしていきたいと思っております。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時37分)



(開議 午後1時37分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員課長より発言の申出がありますので、許可いたします。

(総務部参事兼職員課長) 申し訳ございません。先ほど竹田委員からご質問いただいた中で、市民課の分限休職職員の人数でございます。私の勘違いでございまして、今年度1人、分限休職の職員でございます。申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。

(副委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任お願いいたします。

(橋本) 私も通告しておりますので、通告ほとんど前任者が言ってしまったので、重なる部分もあるかと思いますが、何点か質問させていただきます。

まず、98ページの包括施設管理業務事業、これまだこれから検証するというのでございましたが、今年一年経過して課題はどうかということで質問したのですが、まだこれからだと思うのですけれども、この1年間で当初思っていたのとちょっと違ったなっていう、そういうものがあればちょっと教えていただきたいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) この包括施設管理業務につきましては、始めて1年間と、1年目ということでして、目標としましては管理水準の統一、業務品質の向上、施設の安全性の向上、事務の効率化というのを挙げております。今回の事業者において1年間やった中で、いずれも一定の成果はあったかなというふうには考えております。そういった中で、幾つか課題と申しますか、当初考えていたよりも少し難しかったというようなところも何点かございまして、例えば包括事業者と市との間でもう少し緊密な連絡体制が構築できればというふうに考えております。ただ、これについては、今まで何回かあった連絡ミス等について、システムの改修ですとか、定期的な会議を行って、おおむね解決の方向に向かっているというふうに考えております。また、ほかに本市の公共施設はかなり老朽化が進行しているものがありまして、包括事業者のほうから、ある一定規模以上の修繕の必要性を指摘されるというようなものがございます。こういったものを包括の中で小規模な修繕で断続的に



行っていくのか、それとも別途予算を計上して中規模または大規模な修繕をしていくのかというようなところについて、一つ一つ個別の判断になると思うのですが、ある程度統一したような見解ができないかなというふうには考えております。また、度々ご指摘を受けているのですが、職員のスキルアップの問題ですとか、施設管理者としての責任感の醸成というような問題もございまして、包括事業者が施設管理の実務を担っていくと市職員と施設の関わりが薄くなるのではないかなというふうなお話もありましたけれども、そういったことがないように運用等を常に見直しながらやっていきたいというふうに考えております。

それと、あとは根本的なちょっと問題となるのですが、この包括施設管理はあくまでも公共施設を管理していく上での手段ですので、これを今後持続可能な公共施設の管理運営に有効につなげていけるかというふうなことについて、今後考えていきたいと思えます。

また、ちょっと先ほどから何回か申し上げておりますが、再委託業者へのアンケートのほか、実際にその施設を管理している市の職員からもアンケートを取って、新たな課題、問題点についても抽出しながら今後につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

（橋本）今の説明ちょっと、小規模は業者にやっていただく、それで大きな規模になると修繕はまた別途予算を立ててということですが、その差というのは、基準というのはどうやって決めるのでしょうか、それは。

（財務部参事兼資産管理課長）こちらのほうは、金額で130万円に線を引きまして、それよりも多い場合には包括では扱わないということにしておりますので、別途予算を計上して修繕していくというようなことになります。

（橋本）分かりました。

次に、100ページの市長と語る地域懇談会事業、これ以前から部課長さんとやった懇談会事業と、市長が入ることなのですからけれども、この市長が入ることによって前回との差ですか、違うことってどんなものがあるのか教えていただきたいと思えます。

（総合政策課副参事）地域懇談会に市長が参加することによっての変更点ということでございますが、まず市長が新たに参加するということが、市長自ら市政の概要などを説明させていただくとともに、直接地域住民の皆さんと意見交換を行うことで市政に対する理解をさらに深めていただき、また市政をより身近に感じていただけることで、より充実した懇談会に発展していくものと考えております。

以上です。

（橋本）これ前から、部課長さんの懇談会でいろんなことを話をしたり、要望したけれども、何も返事が来ないぞというのは、そういう声をいろいろ聞いていたのですけれども、今回市長が行くことによって、例えば市長に要望したのが市長が逆に断りにくくなるのか、そういう傾向にあるのではないかと、そういう心配はないか、それだけ伺いたいと思います。

（総合政策課副参事）これまでも地域懇談会の開催に当たりまして事前に実施しているアンケートですとか、あと当日の懇談会でもいろいろご要望等いただいているところですが、基本的には各担当課のほうへつないで対応させていただいているところです。今後の地域懇談会におきましても、意見交換を行う中で様々ご要望いただくことは想定されますけれども、基本的には、これまでの地域懇談会と同様に、地域の皆様からのご意見などは担当課のほうにしっかりとつなぎまして、担当課のほうでその対応をさせていただくという形で考えております。

以上です。

（橋本）分かりました。

では、次、102ページ、花のある暮らし応援事業、これ先ほど結婚したり、転居された方にお花をあげるということなのですけれども、これももちろん鉢物だと思えるのですけれども、来たときにその鉢物をすぐお渡しできる、そういう体制になっているのか、それを伺いたいと思います。

（総合政策課副参事）本事業につきましては、転入された方、結婚された方に市内のお花屋さんで2,000円相当のお花、また鉢物と引換えができる引換券をお渡ししております、実際何に引き換えるかというのは市

内の10店舗の店頭で直接お店の方とお話ししながらお好みのものを選んでいただくというような形で運営しております。

以上です。

(橋本) 分かりました。そうすると、切り花の方もいらっしゃる可能性があるということですね。分かりました。

では、あと種とかそういう、例えばそういうものをお渡しする、そういうことはないのですか。基本的にはお花の引換券を渡すということなのでしょう。

(総合政策課副参事) 基本的には、市としての想定は鉢物ですとか、お部屋に飾れるものを想定しておりまして、実質的にはお店の店頭で2,000円相当のものと交換できるという形を取っておりますので、実際お花屋の店頭で、もしかするとお花屋さんとその方のお話次第でそういった違ったもので受け取っていることもあるかと思っております。

以上です。

(橋本) 分かりました。

では、116ページの職員福利厚生事業の中の職員厚生補助金、これ鴻和会ですか、鴻和会の何か交付金というので、これ具体的にこういったものの用途で補助金を出しているのか伺いたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) この職員厚生補助金なのですけれども、地方公務員法の42条におきまして地方公共団体が職員の健康、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立をしまして実施をすることになっており、そうした福利厚生事業を実施している、職員全員が加入する鴻和会に補助金を交付することによって福利厚生事業を実施しているのですけれども、実際にどんなことをやっているかといいますと、各種講座の開催ですとか、バスツアー、スポーツレクリエーション大会ですとか、そういったことに対する補助でございます。

以上です。

(橋本) バスツアーとか、皆さんレクリエーションにという、イメージ的にはそういったものでしょうか。ディズニーランドの安い券とか、そういうことも、そういう感じのことで理解してもよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) そういったレクリエーション関係のものという事でございます。

以上です。

(橋本) あと、128ページの結婚支援事業、これも前任者もいろいろ話があったと思うのですが、S A I T A M A 出会いサポートセンター、これ結構なお金なのではございますけれども、この事業の成果というのはどういうふうに捉えているのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) S A I T A M A 出会いサポートセンターは、埼玉県の公的な結婚支援センターなわけではございますけれども、こちらに鴻巣市が市町村会員として加入しております、そのサポートセンターのほうでの成果としましては、登録者や成婚退会者が常に増え続けていることが挙げられます。S A I T A M A 出会いサポートセンターの登録者数は、令和5年1月末時点において1万5,195人となっております、前月比で397人増加しています。そのうち鴻巣市の在住の方も350の方が登録されています。また、成婚退会数は316組で、前月比で7組増加しています。成婚退会された316組のうち、A I のマッチングで成婚された方が108組ありまして、これは成婚者の約34%に当たるわけではございますけれども、このA I によるマッチングシステムの成果もS A I T A M A 出会いサポートセンターの強みと言えます。

以上です。

(橋本) 先ほど出張登録会11回と、81人というふうに答弁がございましたけれども、ちょっとこれ数少ないのかなと思って、これに言ったらうちの娘も登録してもらいたいのではございますけれども、なかなか休み、休日にこの登録会やっていないのですけれども、これってこれから将来的に休日もそういう登録会やるのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 出張登録会につきましては、まず1人当たり、実際にスマホでその場で登録をしていただくというところで、1人30分ほど時間をいただいております関係から、1回の登録会で10人までとなっております。年4回予定を立てておるのですけれども、来年度、土日に設定した日程が他市町村とかぶってしまいまして、ちょっと土日

の開催についての予定が今のところは立っていない状況です。

以上です。

(橋本) ちょっと残念ですけれども、分かりました。

ちょっと戻るのですが、127ページの金山町友好支援事業、これうちの息子の友達がこの町にきこりとして住んでいるというので、ちょっと質問するのですけれども、里山ふれあい交流促進事業の補助金の中で、これ宿泊施設の補助金ということでございます。これどのくらいの方が利用しているのか、最後に伺いたいと思います。

(総務課長) こちらの補助金の利用なのですが、直近5年間で申し上げますと、平成30年度は101人の方がご利用いただいています。令和元年度は99人です。その後、コロナの影響で、令和2年度は4人、令和3年度は3人となっております。令和4年度は、3月3日時点で26人のご利用をいただいております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時53分)



(開議 午後1時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長政策室長) 申し訳ありません。先ほど竹田委員のご質問の中で議決案件となるか否かの適正価格についてを後ほど戻りましてというお話をさせていただいたところなのですけれども、現在課内で事務レベルであくまで試算したものでございまして、固定資産評価額だったり、そこから管理費を差し引くだとか、そういったところはまだ精査されていない部分でございまして、現時点においてはちょっと提出することが困難でございます。そこを訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正について、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) では、簡単に3点指摘します。

1点目、企業版ふるさと納税を行っている点、2点目、包括施設管理業務委託、3点目、笠原小学校跡地利活用事業を進めている、この3点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時55分)